

中国専利代理（香港）有限公司はニュースレターを通じて、最新の中国現地知財動向並びに知財全般に関する情報をタイムリーに皆様へお届けします。

## 今回の目次

1. 2009 年中国商標代理実務における勝訴事例表彰を受賞
2. 権利侵害訴訟及び賠償額についての調査・研究報告
3. 弊所日本部新任マネージャのご紹介

### 1. 2009 年中国商標代理実務 における勝訴事例表彰を受賞



賞杯



証書

既にご存知のように、2009 年 9 月 30 日現在、中国の商標登録申請件数が累計 701 万 1 千件、商標登録件数が累計 395 万 6 千件、有効登録商標件数が 316 万 3 千件にも達し、いずれも世界一になった。商標を取り巻く係争も多発するようになっている。

そこで、2009 年 11 月 11 日に、中国トレードマークウェーク期間中に開催された 2009 年度中外商標代理事務所交流サミットにて、中華商標協会商標代理分会主催の 2009 年度商標代理事務所の勝訴事例表彰結果が発表され、10 件の商標代理事例が 2009

年度中国商標代理事務所勝訴の優勝賞を獲得した。弊所が、「MONTAGUT」の商標権者であるフランス Bonneterie Cevenole SARL 社を代理して、第三者によって登録された「夢達莉嬌 MONDALIJIO」シリーズ商標登録の取消を求めた商標係争事件は、優勝賞に選ばれた。

Bonneterie Cevenole SARL 社は、20 世紀の 80 年代半ば、「中国商標法」が実施されてからまもなく、中国で「MONTAGUT」、「花の図形」及び「夢特嬌」などの商標を登録し、90 年代初めに標記商標を付けた服装シリーズなどの製品を中国に導入した。同社の努力で、該シリーズ製品は消費者から好評を得ているが、模倣、「ただ乗り」で大変困惑されている。依頼を受けた弊所の弁護士は、中国商標法第 41 条に基づき、商標権者所有の「MONTAGUT」、「花の図形」、「夢特嬌」などの商標を「著名商標」の認定手続きを進めるとともに、海外での証拠収集など様々の困難を乗り越えて、商標の

行政取消審判及び司法一審、兩審を経て、最終に不当登録された「夢達莉嬌 MONDALIJIO」シリーズ商標 20 余件の取消に成功した。真の商標権者の合法的権利を保護し、今後の民事係争における権利行使の弊害を取り除いた。

夢  
特  
嬌



著名商標に認定された商標

夢達莉嬌



MONDALIJIO

取り消された商標の一つ

## 2. 権利侵害訴訟及び賠償額 についての調査・研究報告

中国における特許権の侵害訴訟及び損害賠償額は、これまでよく特許権行使実務の焦点として捉えられてきた。2009年4月15日、国内外の注目を集めた正泰グループ vs 天津シュナイダー特許権侵害事件（以下、「シュナイダー事件」と略す）が終結した。

本事件は、一審では 3.3 億人民元（約 46 億円）もの損害賠償は認められ、二審で和解を達成し、被疑侵害者の天津シュナイダーが特許権者の正泰グループに和解金 1.575 億人民元（約 22 億円）を支払うとなった。本事件は内一外のケースとして、巨額の損害賠償金が認められたため、国内外の注目が高まっている一方、数多くの知財関係者も、特許権侵害の訴訟実務、とりわけ損害賠償額の認定などについて議論を深めている。

そのため、弊所は、中国における特許権侵害の賠償額認定に関する法律条文をまとめ、かつ北大法宝データベースに収録された 2007 年～2008 年の二年間のうち、特許訴訟事件の受理件数が比較的に多い北京、上海、広東、江蘇、浙江など 5 地域の 400 件余りの判決をピックアップし、理論と実務との両面から中国特許権侵害訴訟における損害賠償金額の認定について、分析・研究を行った。

上記分析・研究を通じて、以下のことが明らかになった。

- ・ 権利侵害の原告勝訴率は約 **70%**、国外権者が原告の場合と国内権者が原告の場合の勝訴率は、殆ど差がない。
- ・ 国外権者は、北京と上海の裁判所を管轄裁判所に選ぶ傾向が強い。国外権者が原告の場合、北京と上海の法院にて提訴する事件は **8割** を占めた。

- ・ 法律法規により、特許権損害賠償額の算定方法として、①侵害により権者が被った実質損害、②侵害により侵害者が得た利益、③ライセンス料の合理的倍数、④「法定賠償額」（損害賠償額算出の証拠がない場合、裁判官は情状酌量の上、賠償額を裁定すること）などがある。その内、約 **99%** の判決は「法定賠償額」で賠償額を裁定した。
- ・ 「法定賠償額」は 50 万人民币元(約 700 万円)を上限とする最高裁の司法解釈があったため、賠償額が 30 万人民币元未満の事件は、約 **94%** もあった。
- ・ 巨額の賠償額が認められた事件は、極めて少なく、100 万人民币元(約 1400 万円)以上の事件は、約 **0.5%** 程度。
- ・ 巨額の賠償額が認められた事件のうち、北京と上海の方が比較的多く、賠償額が 50 万人民币元(約 700 億円)以上の事件は、北京と上海で終了したのが約 **83%** であった。

シュナイダー事件のような数億人民币元(数十億円)にも上る賠償額が認められた事件は、極めて稀なケースで、訴訟手続中で被疑侵害品の生産と売上げ額の認定と被疑品から得た利益に基づき賠償額を算定する方法が、裁判所に認められたことから高額な判決が出たと考えられる。全体的に見る

と、我が国の特許権侵害の損害賠償額は、まだ比較的到低い。

また、改正特許法では、「法定賠償額」の上限は、100 万人民币元までに引き上げられ、元の上限の 2 倍になった(弊所 2008 年ニュースレター No. 12 ご参照)。一方、損害賠償額が不当に高く算定されるのを防止するために、最高裁も特許技術貢献度を考慮要素として侵害品総利益に基づき賠償金額を算定する方法に入れるのを考えているようである(弊所 2009 年ニュースレター No. 3 ご参照)。

改正特許法の実施に伴い、最高裁も特許権侵害及び賠償額の認定基準をますます重要視している。今後は損害賠償額の算定がより合理的となり、賠償額の平均値も上昇するだろうと考えられる。

詳細については、弊所刊行の“中国特許と商標 (China Patents & Trademarks)” 09 年第 4 号をご参照下さい。



## 3. 日本部新任マネージャのご紹介

中国弁理士、中国弁護士資格所有の毛立群氏が弊所へ入所し、日本部マネージャと任命された。

◆※※ 本人からの一言 ※※◆

毛立群氏の略歴：

1992 年 中国浙江大学工学部卒業

1992 年～1995 年 中国大手製造メーカー  
技術部門勤務

2000 年 大阪大学工学研究科修士終了

2000 年～2009 年 日本大手電機メーカー  
にて研究開発部門、後に知財部門勤務

2009 年 中国專利代理（香港）へ入所

こんにちは、毛と申します。15 年間を過ごした日本を離れ、中国に戻り“中国專利代理（香港）有限公司”に入所致しました。企業知財部門から代理人に転職し、立場も、視点も変わり、これまで以上に努力する覚悟でございます。



これまでの企業経験と中国弁理士、中国弁護士の資格を生かして、皆様へ高品質のサービス提供に努めてまいりますので、何卒、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弊所の日本部は、より高品質、より高効率なサービスを提供できるよう設立した日本のお客様向けの専属部門であり、お客様対応及び案件の品質管理監督、所内人材育成などはメイン業務。

今後とも皆様のご期待に沿えるよう全力をあげて高品質・高効率・高付加価値のサービス提供に努める所存なので、何かございましたら、お気軽に日本部へお問い合わせ下さいませ。

本ニュースレターまたは弊所について、ご質問、感想、ご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせくださいませ。

問い合わせ先：

中国專利代理（香港）有限公司

China Patent Agent (H.K.) Ltd.

香港 湾仔 港湾道 23 号 鷹君中心 22F

TEL: (852)2828-4688 (代表)

FAX: (852)2827-1018

[mail@cpahkltd.com](mailto:mail@cpahkltd.com)

連絡先：

[mail@cpahkltd.com](mailto:mail@cpahkltd.com)

TEL: (852)2828-4688 (代表)

(852)2585-3578 (直通)

(852)6051-2092 (携帯)

FAX: (852)2827-1018